

## アクティビティノート <第 336 号>

2025年1月度の受付相談事例を中心に記載しています。

### 1. 相談業務

1-1 2025年1月度相談受付件数 …… p.2

1-2 受付相談事例および内容の紹介 …… p.3~7

### 2. ちょっと注目 『引き出し用の除湿剤は、上に置く・下に敷く、どっちなの?』

…… p.8~9

「コラム」は今月お休みさせていただきます。

## TOPICS



### 引き出し用の除湿剤は、上に置く・下に敷く、どっちなの?

#### －除湿剤 Part 2－

除湿剤をタンスの引き出しなどで使う場合、どうやって使うのでしょうか? 化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例から、使い方を整理してみました。

## 1. 相談業務

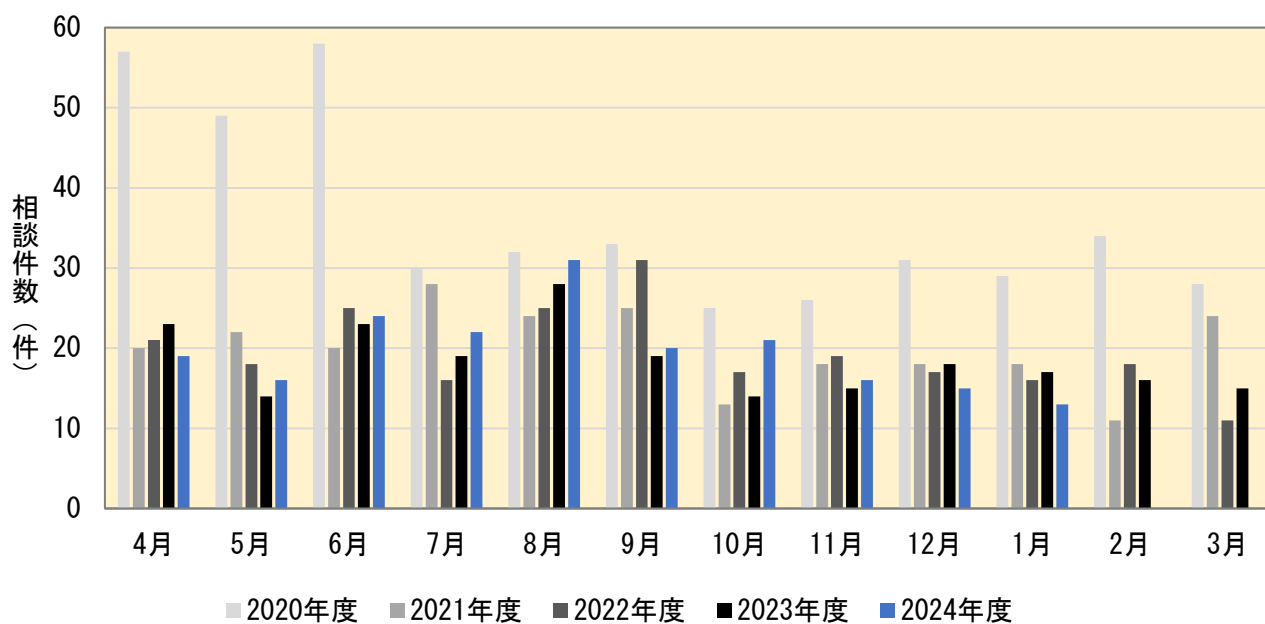
### 1. 1 相談受付件数

2025 年 1 月度相談受付件数 (12/24~1/28 実働:20 日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	0	5	0	6	46%
消費生活 C・ 行政	1	0	0	2	0	3	23%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	4	0	4	31%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	2	0	0	11	0	13	
構成比	15%	0%	0%	85%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2020~2024年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <餅パックの中に入っていた脱酸素剤が発熱してやけど> 「1kgの切り餅のパックを開封したら、中に入っていた脱酸素剤が発熱し、手で持ったらやけどした」という相談を消費者から受けている。消費者は、餅のメーカーに連絡したが「発熱することはあるが、やけどするほど発熱しない」といって取り合ってくれなかったと言っている。何か知見はないか。〈消費生活C〉  
⇒一般に脱酸素剤は、物質の酸化作用を利用して空気中の酸素を吸収除去します。鉄を利用したものは、使い捨てカイロと同じ原理で酸素を吸収するときに発熱します。ただし、通常の使用状態であれば、やけどになるほどの発熱はしません。餅のメーカーも、そのことを踏まえて対応したのだと思われます。やけどを負うほど大きな発熱があったのであれば、脱酸素剤の異常なども考えられます。脱酸素剤のメーカーに問合せをされてはいかがでしょうか。
- ◆ <ネズミの忌避剤を使用後に体調不良> ネズミ避けのために、年末に〇〇社の置型ゲルタイプと△△社のエアゾールタイプの2種のネズミ忌避剤を、車庫などに使用した。その後車に乗ると独特の臭いがして体調が悪くなり、現在も体調不良が続いている。家族も体調不良となっている。忌避剤はすでに使用を中止している。年明けに医師に相談したら、体調不良の原因はよくわからないので経過観察といわれている。成分としてゲルタイプには天然のエキスや香料、エアゾールタイプにはグアヤコールと書かれている。成分の安全性や人体に対しての影響について教え欲しい。化学製品PL相談センターは、ネットで調べた。〈消費者〉  
⇒一般に家庭で使うネズミの忌避剤は、殺鼠効果はなく、嫌いなニオイでネズミを寄せ付けなくするタイプが多いようです。ただし、詳細成分については当センターではわかりかねます。〇〇社と△△社に、通院したことも伝え、成分の詳細などについて確認をされてはいかがでしょうか。

### ◆品質クレーム関連相談

なし

### ◆一般相談

- ◆ <足裏保護パッドで皮膚剥離> 「〇〇社のウオノメやタコによる痛みの軽減で足裏に貼るパッドを使用。気に入って2箱目を購入して使用したら、剥がす時に足裏の皮膚も剥離してしまっ

た。通院はしていない。〇〇社に相談をしたが、何も対応をしてくれない」という相談を消費者から受けている。製品表示には、皮膚剥離についての注意表示などは書かれていないようである。これは、製造物責任（PL）法における欠陥にあたるのだろうか。〈消費生活C〉

⇒PL法では、製品の表示に関しての具体的な規制はありませんが、製品による事故を防止・回避する適切な情報が周知されていなかった場合、指示・警告上の欠陥とみなされず。適切な使い方や使用上の注意などの情報が表示されていないことが原因で皮膚が剥離してしまった場合は、製造物責任を問われることもあります。足裏保護パッドの使用状況と皮膚剥離の関係について〇〇社に確認をされてもよいのではないのでしょうか。また、剥離後の皮膚の状況については、医療機関に相談されることをお勧めします。

- ◆ 〈柔軟仕上げ剤の表示などについて〉「柔軟仕上げ剤の表示などについて教えて欲しい」と消費者から聞かれている。化学製品PL相談センターを紹介してよいか。〈消費生活C〉

⇒化学製品PL相談センターは、事業者と消費者の仲介やあっせんなどは実施していませんが、一般的な内容については、回答いたします。

- ◆ 〈ステンレスボトルが洗浄中に開かなくなった〉 ステンレスボトル3本を専用の粉末の洗浄剤で洗浄した。使い方に「フタをあけたまま放置する」と書かれていたのに気づかず、40℃程度の湯に溶かしフタをして2時間ほど放置したら、3本ともフタが開かなくなってしまった。洗浄剤は弱アルカリ性で、成分として界面活性剤、過炭酸塩、炭酸塩、酵素、発泡剤と記載されている。破裂しないか不安である。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒ステンレスボトルの洗浄剤は、使用中に泡を発生させて、汚れを落としやすくしています。そのため、フタを閉めた状態で使用すると、発生した気体でボトル内圧が上昇することでゴムパッキンが強く押し付けられて、フタが開きにくい状態になります。洗浄剤の量からみて、ボトルが破裂するほどの圧力はかからないと思われませんが、無理やり開けようとすると、中の液が飛び散る可能性もあり危険です。中の液が完全に冷めるまで1日以上放置して様子を見ることをお勧めします。

- ◆ 〈通販サイトで購入した風船の安全性〉 保育園の卒園式の飾りつけのために、通販サイト〇〇で風船を購入した。昨年、韓国の調査で、〇〇で販売したネイルや衣類等から、発がん物質が検出されたとの報道があったことを思い出し心配になった。風船は、卒園式終了後に園児に持ち帰ってもらう予定である。〇〇で販売した風船の安全性について、情報があるか。また、調べてもらえるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の製品の成分などの詳細情報は持ち合わせておりません。また、製品について調査・分析などは実施しておりません。製品について不安がある場合は、〇〇に確認されてはいかがでしょうか。〇〇は、海外の直販サイトです。購入された製品は、個人輸入の形になります。消費者庁では、「海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点 -安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も-」([https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\\_safety\\_cms204\\_190830\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms204_190830_01.pdf))、厚生労働省では、化学物質の安全対策サイト内で「オンラインマーケットプレイス・ECサイトを利

用する方へ」(<https://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/#personal-import>)にて、注意喚起をしています。参考になさってください。

- ◆ <越境ECサイトで購入した玩具の安全性について> 母から、5才の孫に対して越境ECサイト〇〇で購入した玩具や装飾品や服をたくさんもらった。小さな着せ替え人形の装飾品やままごとで使う食品玩具、ぬいぐるみ、装飾モールなどである。韓国の行政機関の検査で危険な成分が検出されたというネットニュースを見たので、カドミウムやフタル酸エルテルなどが心配である。娘は5才なので、玩具をなめ回すことはないと思うが、触れた手を口に入れる可能性はある。長期にわたって使用した場合の影響も心配である。国内ECサイトで購入した場合でも、海外の事業者が販売しているものもあるが、それと同じと考えてよいのか。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒〇〇は海外の通販サイトであり、国内ECで購入する製品とは異なり、購入した製品は個人輸入となります。取り扱い製品は必ずしも日本国内の安全性の基準に則した製品でない場合もあり、購入・使用には自己責任が伴います。安全性についても、当センターで判断できるものではありません。韓国で検査をした一部の製品から、韓国の基準値以上の値で様々な物質が検出されたという情報が報道されていますが、日本国内では、該当製品について身体被害や分析結果は報告されていません。

- ◆ <入れ歯洗浄剤使用後に違和感> 年末に部分入れ歯を洗浄するために、〇〇社のヨーグルトの容器に△△社の入れ歯洗浄剤を半錠入れて一晩放置した。翌日水で洗い流してから装着したが、入れ歯にネトネトとした接着剤の塊のようなものが付着しており、歯についてしまった。容器の内側のコーティングが溶けたものだと思う。歯ブラシで磨いたら、歯全体や、別の部分入れ歯にも付着し、さらには唇にまでついて取れない。年明けに歯医者に相談したら気のせいであるといわれて対応してくれない。年末に、容器は廃棄してしまった。△△社にも調べて欲しいと連絡したが、できないと断られた。このままでは歯を抜くしかない。調べてもらえないか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターでは、個別の調査や分析は実施していません。歯や唇などの違和感については、再度医療機関にご相談されることをお勧めします。△△社に調査を断られたとの事です。ご自身で再現性を確かめ、再現性があった場合は、再調査の依頼なども含め、消費生活センターに相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <消毒用ウェットティッシュの防菌性> エタノール40%、塩化ベンザルコニウム0.05%のウェットティッシュ〇〇を使っている。家族がシートを直接触ってしまっただけで中に戻したりしたようだ。シートの上で細菌が増えたりしていないか不安。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒〇〇は、塩化ベンザルコニウムを消毒・殺菌の有効成分とし、エタノールの他に防腐剤や水を配合した消毒用のウェットティッシュです。乾燥していないシートであれば、直接手で少しシートに触れてしまっても、シート上で細菌が増殖することはありません。ただし、シートが乾燥していたり、容器内に汚れが多量についている場合は、効果が減少します。開封されたシートは、製品の使用上の注意事項を正しく守り、なるべく早く使い切ることを

お勧めします。

- ◆ <製造物責任法における製造者について> 化学物質を仕入先から出荷手配をして企業に納品しているが、この場合、自社も製造物責任（P L）法の製造業者になるのか。また、仕入れた化学物質を自社内で希釈して他企業に納品した場合はどうなのか。〈事業者〉

⇒単に業者から仕入れた製品を他の企業に納品する場合は、P L法における製造業者に該当しないと考えられますが、自社にて希釈して出荷をした場合は製造物の「加工」に相当し、製造業者とみなされる場合があります（消費者庁 製造物責任法の概要Q&A [https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/other/pl\\_qa.html#q4](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/pl_qa.html#q4)）。P L法では「製造物が通常有すべき安全性を欠いていること」を欠陥とみなしますので、製造物の特性、通常予見される使用形態などの事情を考慮して、リスクアセスメントを行うことをお勧めします。

- ◆ <蓄光テープの中に含まれている成分について> 蓄光テープを取り扱って販売したいと考えている。テープの成分の中に酸化ジスプロシウムが0.05%含まれている。この成分の安全性について教えて欲しい。化学製品P L相談センターは、ネットで調べた。〈事業者〉

⇒酸化ジスプロシウムは原子番号66のジスプロシウム（元素記号Dy）の酸化物であり、通常固体です。特筆すべき危険性は無いようですが、製品として取り扱いを検討されている場合、単独の成分としてはなく、製品としてのリスクアセスメントをされることをお勧めします。

- ◆ <フタル酸ジイソノニルの安全性について> アロマ線香の輸入を考えている。成分の中に含まれているフタル酸ジイソノニルについてネットで調べていたら、子供の玩具に使用してはいけない成分であると書いてあった。安全性について教えて欲しい。化学製品P L相談センターは、ネットの検索で調べた〈事業者〉

⇒フタル酸ジイソノニルは、フタル酸エステル的一种であり、プラスチック製品に柔軟性を与えるために使われる代表的な可塑剤です。乳幼児が口に入れる可能性のある玩具の中でも、特に乳幼児が口に入れ、又は唇に触れて遊ぶよう設計・製造されたおもちゃに対して、使用が制限されています。（厚生労働省医薬食品局食品安全部：フタル酸エステルの規格基準の取扱いに関するQ&Aについて[https://www.jfrrl.or.jp/storage/file/jimu22\\_11\\_11.pdf](https://www.jfrrl.or.jp/storage/file/jimu22_11_11.pdf)）。製品の輸入販売を検討されているとの事ですが、専門家に相談するなど、製品のリスクアセスメントを実施することをお勧めします。

- ◆ <チオ尿素の安全性について> 浄化槽の業務をしており、チオ尿素を取り扱っている。眼鏡、手袋とマスクを着用するように指示されて作業しているが、作業服にも少し剤が付着することがある。その服のまま、外に出て昼食を食べたりすると、他の人にも影響があるか心配。〈事業者〉

⇒厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に掲載されているチオ尿素の安全データシートによると、作業時に「適切な呼吸器保護具、保護手袋、眼の保護具を着用すること」「必要に応じて適切な保護衣、保護面を使用すること」「汚染された作業衣は作業場から出さない

こと」「取扱い後はよく手を洗うこと」とされています。作業外の所に出る際は、作業衣を着替えて汚染を防止してください。

◆クレーム関連意見・報告等  
なし



## 引き出し用の除湿剤は 上に置く・下に敷く、どっちなの？ 除湿剤 Part 2

衣類を保管しているタンスの引き出しや衣装ケースの中は、空気の流れがないため、湿気がこもりやすくなります。湿気対策として、除湿剤や除湿シートを使用することはとても効果的なことです。ただし、正しく使用しないと、大きなトラブルが発生する可能性があります。当センターに寄せられた相談事例から、事故の原因と除湿剤の種類の違いによる正しい使い方を整理してみましょう。



【相談事例】桐のトレーに 2 枚ずつ着物を入れて保管している。ホームセンターで購入した P B ブランドの除湿剤をトレーの上下に置き、布で着物と接しないようにして保管していた。除湿剤を入れて 2 か月程度だが、除湿剤の中に溜まった水分が染み出して、着物とトレーが変色している。購入したホームセンターの店員が状況を見に来たが、補償できないとただで、原因など何も教えてくれなかった。除湿剤は 1 つずつ袋に包まれ、「この面を上にして使う」としか書かれていなかった。変色した着物の回復方法をクリーニング店で相談したが、回復は難しいと言われている。

### ●この事例は、何が問題だったのでしょうか。「この面を上にして使う」とは？

今回使用された製品は、塩化カルシウムが主成分の除湿剤でした。塩化カルシウムは水分を吸収すると液体になる性質（潮解性）を持っています<sup>1)</sup>。個装の一方の面は空気中の水分をシート内に取り込むために微細な穴が開いている吸湿面、反対の面は水分が染み出さないための防水面となっています。面によって役割が異なるため、吸湿面を上にして、衣類の一番上に置くように指定されています。今回の事例では、除湿剤の吸湿面を上に向けて、着物の下に敷いてしまったことが問題でした。

### ●なぜ、変色した着物が回復できないのでしょうか？

除湿剤に吸湿された液体は、水ではなく、アルカリ性の塩化カルシウムの水溶液です（主成分の他に保水剤が配合されゲル化させています）。そのため、染み出した液が衣類に付着するとシミになることがあり、絹や革製品などアルカリに弱い繊維がシミになった場合には回復ができないケースもあります。

### ●「この面を上にして使う」は、一般的なのでしょうか？

タンスの引き出しや衣装ケース使用する除湿剤の代表的な成分として、塩化カルシウムの他に二酸化ケイ素を原料としたシリカゲルがあります。シリカゲルは表面に小さな穴があいた多孔質構造



となっていて、物理的作用で水分を抱え込みます。塩化カルシウムの除湿剤は、吸湿面に衣類が触れないように、吸湿面を上にして一番上に置きますが、シリカゲルの除湿剤は、表裏の指定がなく、引き出しや衣装ケースの下に敷くタイプもあります。同じタンスの引き出し用の除湿剤であっても、主成分や形状によって使い方が異なります。また、水分を含んだ湿気は空気よりも重く、下に溜まりやすいため、同じ塩化カルシウムの除湿剤であっても、クローゼットなどの空間に使用するタンクタイプの除湿剤は、下に置くのが効果的とされています。

### ●今回のような事故を起こさないために

事故を起こさないためには、製品の使い方、注意表示を確認して正しい使い方をすることはいうまでもありません。今回の事例は、衣類の下に置いて使ったことから、消費者の誤使用に起因する事故ということになります。ただし、この除湿剤には「この面を上にして使う」と記載はあっても、「衣類の一番上に置く」との表示はなかったようです。

また、除湿剤には、成分や形状によって、上に置くもの・下に敷くものと正反対の使い方がありますが、成分や形状の記載はなく「除湿剤は下に置くと効果的」と情報発信されているサイトもあります。これを見ると、一般的な除湿剤の使い方は、下に置くものと思ってしまうでしょう。

製造物責任（P L）法では、事故を防止・回避するために適切な情報を製造者が与えていなかった場合、指示・警告上の欠陥となります。P L法には注意表示に関する規定はありませんが、予見可能な誤使用なども考慮して、事故防止のためのより丁寧な注意表示をすることが望ましいと思われま<sup>2)</sup>す。

消費者としては、タンスの引き出し用や衣装ケース用の除湿剤を使うときは、次のことを覚えておきましょう。

#### ◆除湿剤は成分によって置く場所が違う

シリカゲルは下に敷くことができるが、塩化カルシウムは下に置くと大きなトラブルになる可能性がある

製品の使い方、注意表示を確認して正しい使い方をすることは全製品共通です。

#### 【参考にした情報】

1) 化学製品 P L 相談センター ちょっと注目『除湿剤でたまった液は水じゃない』

<https://www2.nikkakyo.org/system/files/chumoku335.pdf>

2) [製造物責任法の概要 Q&A | 消費者庁](#)

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
- ・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
- ・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。  
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。）
- ①ご氏名（フリガナ） ②お勤め先（フリガナ） ③ご所属・お役職・ご担当など
- ④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話をさせていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

（TEL 03-3297-2602 担当：伊東（イトウ））

**本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。**